

# 歯科基礎医学会会則施行細則

## 第1章 役員の選出

- 第1条 常任理事は次の各号により選出し、総会の承認を得なければならない。
- (1) 会則第1条の6学部門に所属する各専門別評議員の互選により、解剖学2名(解剖学1名、組織学1名)、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学から各1名を無記名投票により選出する。
- (2) 6学部門に所属しない評議員が常任理事を選出する場合には、上記6学部門に所属する評議員の中から1名を無記名投票により選出する。
- (3) 編集担当常任理事は理事長が会員の中から指名する。
- 第2条 理事は、各歯科大学又は歯学部別に、当該歯科大学又は歯学部所属する評議員の互選により1名を選出し、総会の承認を得なければならない。
- 第3条 理事長および副理事長は、常任理事の中から全理事の無記名投票により選出し、総会の承認を得なければならない。ただし、理事長及び副理事長の選出に当たっては、形態系基礎歯科学(解剖学、病理学、微生物学)と機能系基礎歯科学(生理学、生化学、薬理学)より、交互に選出し、相互に異なった系とする。
- 第4条 監事は、評議員の中から2名連記無記名投票により選出し、総会の承認を得なければならない。ただし、現職の理事は候補になることができない。
- 第5条 常任理事、理事及び監事の任期は、会則第18条第1項により3年とし、再選を妨げない。ただし、引き続き3選する事はできない。
- 第6条 理事長、副理事長、常任理事及び監事の選出において同数得票があるときは、年長者を優先するものとする。
- 第7条 次の各号の一に該当する事態が生じた場合は、総会の承認を得ることなく、常任理事会の議を経て、会則第18条2項を準用し、当該役員を補充することができる。
- (1) 欠員が生じた場合
- (2) 常任理事及び監事にその職務の遂行が困難と判断される事態が生じた場合
2. 前項より補充される役員は次の各号に掲げ

る者とする。

- (1) 常任理事及び監事の場合は当該役員選出時の次点得票者
- (2) 理事の場合は第2条により新たに選出された者
3. 前項により補充された役員の職務は当該役員の職務内容に準ずるものとする。

第8条 役員の選出方法は別に定める。

## 第2章 評議員の選出

- 第9条 評議員は本会正会員の中で次の各号を充たす者を推薦により選出する。
- (1) 歯科大学又は歯学部において会則第1条の歯科基礎専門別講座及び歯科基礎医学の研究所又は研究施設等に所属する教授あるいはそれに準ずる職にある者。
- (2) 前号に準ずる資格を有し、毎年3月末日をもって歯科基礎医学研究歴及び会員歴が共に10年以上の者。
- (3) 前1, 2号の規定にかかわらず、6学部門に所属しない教授で会員歴が5年以上ある者。
- (4) 評議員の任期は、現職の在任期間とする。
- (5) 歯科基礎専門別講座の教授および准教授は、就任の日から評議員となることができる。
- 第10条 新たに評議員を推薦する場合には、所定の様式により、推薦評議員2名連記による評議員推薦者と研究業績目録を毎年4月1日より7月末日までに理事長(学会事務局)に提出するものとする。
- 第11条 理事長は評議員の推薦を受けたときは、常任理事会の議を経て理事会及び評議員会に諮り、総会の承認を得るものとする。

## 第3章 名誉会員、永年会員の推薦

- 第12条 会則第5条第2項により、名誉会員、永年会員の推薦は次のとおりとする。
1. 次に掲げる次項の3つに該当する正会員を、名誉会員に推薦することができる。
- (1) 正会員歴が25年以上の元評議員。
- (2) 歯科基礎医学の学術研究及び教育上顕著な功績があった者。
- (3) 学術大会会頭、常任理事あるいは監事として本学会の運営に著しく貢献した者。

2.次に掲げる次項の2つに該当する正会員を、永年会員に推薦することができる。

- (1)年齢60歳以上で、正会員歴が15年以上の会員。
- (2) 歯科基礎医学の学術研究及び教育上顕著な功績があった者。

第13条 前条の推薦を行う場合は、評議員3名連記による推薦書を毎年4月1日から7月末日までに理事長(学会事務局)に提出するものとする。

第14条 理事長は理事会の議を経て名誉会員、永年会員を決定し、評議員会及び総会に報告する。

#### 第4章 常任理事の職務分掌

第15条 以下に規定する各職務はそれぞれ委員会を組織し、それぞれの委員会には副理事長および担当常任理事が委員長となる。

1. 庶務 - 常任理事会、理事会、評議員会、総会の開催、選挙管理および広報事業ならびに内外の関連機関および研究機関との渉外など総務職務を担当する。
2. 教育 - 歯科基礎医学各学科目の教育・研究に関する事項を検討し、また、用語の整備等をはかる。
3. 企画 - 学術大会、評議員会など学会の諸事業を企画し推進するとともに、会員の増強をはかる。
4. 会則 - 事業を円滑かつ確実に推進するため、本学会の会則ならびに施行細則について、検討する。
5. 財務 - 本学会の会計全般、学会の収入・支出を健全ならしめ学会の財産管理および運営を行う。
6. 編集 - 本学会機関紙「歯科基礎医学会雑誌」の発行に関わる全ての職務を行う。
7. 将来構想 - 本学会の将来的な在り方について検討する。

#### 第5章 学術大会の運営

第16条 学術大会の企画、立案および運営に伴う会務は、会頭がこれを総理する。

第17条 会頭は、その会務の実行を補佐するために準備委員長をおくことができる。

第18条 学術大会の企画および運営については、あらかじめ

め本会常任理事会と協議するものとする。

第19条 学術大会の会期日程は、2日以上とする。

第20条 学術大会開催に関する予告は、開催当該年発行の機関誌及びホームページ上に掲示する。

第21条 学術大会に要する経費は、本会からの総会補助金および大会参加者の登録費ならびに寄付金などをもってこれに当てるものとする。なお登録費等の金額ならびにその徴収方法は、会頭がこれを定める。

#### 第6章 学会賞の選考

第22条 本賞は、歯科基礎医学会賞(「以下、学会賞」と称する。

1. 本賞は、歯科基礎医学その他、これに関連した領域において、国内で行われた研究に関する優秀な論文に贈るものである。
2. 選考の対象は、応募年度を除く過去3年間(最終年度の3月まで)に本学会学術大会で発表されていることに加え、同期間中に本学会誌または国内外の学術雑誌に掲載・公表(in pressを除く)された原著論文とする。
3. 応募資格は、応募締切時に継続して2年以上の会員歴を有し、かつ40歳未満の本学会員とする。なお、会員歴に単年度会員は含めない。
4. 賞の選考は、学会賞選考委員会においてこれを行う。
5. 本賞の選考は、毎年1回行い、若干名を選出する。
6. 本賞の授与は、毎年総会時においてこれを行う。
7. 学会賞副賞として、賞金10万円を授与する。
8. 本賞の選考に関わる細目は、別に定める。

付1)本賞は、歯科基礎医学会創立30周年記念事業として、昭和63年10月9日に創設する。

2)本賞の基金は、福島万寿雄研究基金、覚道幸男研究基金、見明清研究基金、成瀬悟研究基金、太田義邦研究基金ならびに本学会事業基金から成り、その事業は本学会会計を以て行う。

3)本規定は評議員会において改定することができる。

- 4) 本規定は昭和63年10月9日から施行する。
- 5) 本規定は平成4年10月15日に施行する。
- 6) 本規定は平成5年10月13日に施行する。
- 7) 本規定は平成7年9月23日に施行する。
- 8) 本規定は平成10年4月1日に施行する。
- 9) 本規定は平成17年9月29日に施行する。

## 第7章 学術賞の選考

- 第23条 本賞は、歯科基礎医学会ライオン学術賞(「以下、ライオン賞」と称する。
1. 本賞は、歯科基礎医学会分野において、国際レベルの卓越した研究成果を挙げ、歯科医学の発展・進歩に多大に寄与した本学会員の功績を称える。
  2. 受賞者は毎年若干名とする。
  3. 応募者の資格は、歯科基礎医学会の分野で、過去5年間に国際的に優れた研究業績を挙げた会員で、応募締切時に継続して10年以上の会員歴を有し、かつ55歳未満の本学会員とする。
  4. 受賞者は総会で表彰し、受賞内容は学会誌上に公表する。
  5. 本賞の賞金と副賞は、賞金20万円(1名当たり)と副賞として盾(LION Awardを銘記)を贈る。
  6. 本賞の選考は、本学会の評議員で構成する選考委員による第1段審査、海外の専門家による評価および常任理事で構成する選考委員による第2段審査によって行う。
- 第24条 本賞は、「歯科基礎医学会優秀ポスター発表賞」【英文名: Best Poster Presentation Award】(以下、「優秀ポスター発表賞」という)と称する。
1. 本賞は、本学会学術大会において優れた成果を発表した若手研究者を表彰するもので、将来を担う会員の研究を奨励し優れた発表を促すことで、学術大会ならびに総会の活性化および歯科基礎医学の発展に貢献することを目的とする。
  2. 本賞は、学術大会におけるポスター発表者のうち、内規に定める受賞資格を有し、あらかじめ演題申し込み時に応募した者の中からその研究内容、研究の将来性と独創性及びプレゼンテーション能力を評価の対象として選考する。
  3. 選考は、当該年度の学術大会会頭が指名する委員を持って構成される「歯科基礎医学会優秀ポスター発表賞選考委員会」(以下、「選考委員会」という)が行い、別に定める「優秀ポスター発表賞受賞候補

者選考内規」に従って受賞者を決定する。

4. 本規定の改廃は、理事会の議を経て行われる。

## 第8章 投票による役員等の選出方法

第25条 投票に関する規定は次の通りとする。

- (1) 投票は、無記名投票とする。
- (2) 被選挙権者の記名は性と名のみを記入する。
- (3) 定数(選出すべき人数)以内を記名した場合は、その投票を有効とする。ただし、定数を超えて記名した場合は、その投票を無効とする。
- (4) 被選挙権のない者の氏名が記載されている場合は、その者のみを無効とし、他は有効とする。
- (5) 任期中に満66歳に達する会員は、役員に選出されないものとする。
- (6) その他、投票に関して疑義が生じた場合には、選挙管理委員会委員長の判断に委ねる。

## 第9章 付 則

- 第26条 本諸規定の変更は理事会および評議員会の議決に基づき総会の承認を得なければならない。
2. 本規定は昭和36年10月20日より施行する。
  3. 本規定は昭和39年11月6日より施行する。
  4. 本規定は昭和45年11月22日より施行する。
  5. 本規定は昭和53年9月23日より施行する。
  6. 本規定は昭和57年10月1日より施行する。
  7. 本規定は昭和58年10月1日より施行する。
  8. 本規定は昭和59年10月1日より施行する。
  9. 本規定は昭和63年4月1日より施行する。
  10. 本規定は平成3年4月1日より施行する。
  11. 本規定は平成4年10月15日より施行する。
  12. 本規定は平成7年9月23日より施行する。
  13. 本規定は平成10年4月1日より施行する。
  14. 本規定は平成11年9月24日より施行する。
  15. 本規定は平成12年9月30日より施行する。
  16. 本規定は平成16年9月23日より施行する。
  17. 本規定は平成17年9月29日より施行する。
  18. 本規定は平成18年9月22日より施行する。
  19. 本規定は平成22年9月22日より施行する。
  20. 本規定は平成23年10月1日より施行する。